



ニッセイ・ウェルス生命

News Release

ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社

〒141-6023 東京都品川区大崎 2-1-1
お問い合わせ先
コーポレート・プランニング部 広報グループ
TEL : 03-6368-7200
www.nw-life.co.jp

2019 年 6 月 3 日

ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社

ニッセイ・ウェルス生命 北洋銀行を通じ、 『悠々時間アドバンス 2』を販売開始



積立利率金利連動型年金(AII型)
積立利率金利連動型年金(米ドル建)年金額確定特約付
積立利率金利連動型年金(豪ドル建)
生存保障重視特則付指定通貨建個人年金保険

ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社（代表取締役社長：井本 満、以下「ニッセイ・ウェルス生命」）は、株式会社北洋銀行（取締役頭取：安田 光春）を通じ、2019年6月3日より、『悠々時間アドバンス 2』*（以下「当商品」）の販売を開始いたしました。

当商品は、まとまったご資金をご選択いただいた契約通貨でふやしながら定期的に受け取れる一時払の定額個人年金保険です。年金で受け取る『年金受取重視コース』、一時金としても受け取れる『年金原資重視コース』の中から、お客さまのライフスタイルやニーズに合わせてご活用いただける5つのプランをご用意しています。「人生100年時代」に備える年金として、長生きの準備にご活用いただくことができます。

* 正式名称：積立利率金利連動型年金（AII型）/積立利率金利連動型年金（米ドル建）年金額確定特約付/
積立利率金利連動型年金（豪ドル建）/生存保障重視特則付指定通貨建個人年金保険

商品の詳細は以下の URL、商品の特徴については別紙をご覧ください。

https://www.nw-life.co.jp/product/individual/annuities/yuyu_advance2-02/

- ・商品パンフレット
- ・契約締結前交付書面（契約概要/注意喚起情報）

ニッセイ・ウェルス生命は、これから多様化するお客さまのニーズにきめ細かくお応えする商品・サービスを提供してまいります。

商品の特徴

1. 日本円、米ドル、豪ドルの3種類の通貨から契約通貨を選択できます。
 - ・ 為替リスクを負わずに運用したい場合は円建を、海外の好金利を活かして運用したい場合は米ドル建、豪ドル建をご選択いただける商品です。
2. 「ご指定の口座」で「決まった時期」に受け取れます。
 - ・ 米ドル建、豪ドル建をご選択いただいた場合、年金は指定通貨だけでなく、円でもお受け取りいただけます。
3. 万一の場合にはご家族に引き継ぐことができます。
 - ・ 被保険者が亡くなられても、死亡給付金（据置期間中）や継続年金（年金受取期間中）として、ご家族にお受け取りいただけます。
 - ※「自分でたくさんプラン（純粋終身年金）」の場合、被保険者が亡くなられた後の年金のお受け取りはありません。
 - ※「ふやしてうけとるプラン（生存保障重視特則付指定通貨建個人年金保険）」の場合、据置期間中の死亡給付金額や解約払戻金額が一時払保険料を上回ることはありません。
4. 人生100年時代に向けて、年金で受け取る『年金受取重視コース』、一時金としても受け取れる『年金原資重視コース』の中から5つの方法で長生きの準備ができます。

年金受取重視コース

■ 『自分でたくさんプラン（純粋終身年金）』

死亡保障や死亡時の年金受取保証をなくすことで、自分のためにより多くの年金額をお受け取りいただける終身年金です。自分の長生きに備えることができるプランです。

■ 『あとからたくさんプラン（年金総額保証付後厚終身年金）』

契約当初の年金額を抑えることで、その後の期間、多くの年金額を一生にわたってお受け取りいただける終身年金です。自分の長生きやご家族への相続にも備えることができるプランです。

※ 契約通貨は米ドル建、豪ドル建となります。

■ 『つかいながらのこすプラン（年金総額保証付終身年金）』

一生の年金を受け取りながら、万一の場合の受取保証を最大で一時払保険料の120%まで確保できる終身年金です。ご家族への相続にも備えることができるプランです。

■ 『自分できっちりプラン（確定年金）』

一定期間でふやし、一定期間にわたり決まった金額をお受け取りいただける確定年金です。自分で計画的に受け取ることができるプランです。

年金原資重視コース

■ 『ふやしてうけとるプラン（生存保障重視特則付指定通貨建個人年金保険）』

据置期間中の死亡保障や解約払戻金を抑えて年金原資を大きくします。年金原資は年金受取にかえて、一時金としても受け取ることができます。

本ニュースリリースは報道機関向けに作成した資料です。したがって、商品のご検討に際しましては、必ず「契約締結前交付書面（契約概要/注意喚起情報）」「ご契約のしおり・約款」をあわせてご覧ください。